

令和6年度事業予定計画書

1 共済目的の種類別の概数・引受実績及び計画

(1) 農業共済事業

共 済 目 的			項 目	区域内の概数 (A)	前年度引受実績	本年度引受計画 (B)	本年度引受率 (B) / (A)	備考				
組 合 員 数				69,295 人	67,298 人	61,081 人	88.1 %					
農 作 物	水 稻	半相殺方式	(8割)	/	2,410,801 a	2,296,860 a	/					
			(7割)		340,103 a	341,214 a						
			(6割)		217,493 a	175,441 a						
		全相殺方式	(9割)		90,161 a	157,257 a						
			(8割)		27,239 a	41,047 a						
			(7割)		11,266 a	12,025 a						
		地域インテックス 方式	(9割)		17,304 a	19,371 a						
			(8割)		1,883 a	1,830 a						
			(7割)		2,134 a	1,901 a						
		小 計				5,845,900 a			3,118,384 a	3,046,946 a	52.1 %	
共 済	麦	半相殺方式	(8割) 小麦1類	/	1,522 a	1,552 a	/					
			(8割) 大麦9類		0 a	0 a						
		全相殺方式	(9割) 小麦1類		6,079 a	6,200 a						
			(9割) 大麦9類		0 a	0 a						
			(8割) 小麦1類		0 a	0 a						
			(8割) 大麦9類		0 a	0 a						
			(7割) 小麦1類		0 a	0 a						
			(7割) 大麦9類		0 a	0 a						
		小 計				37,300 a			7,601 a	7,752 a	20.8 %	
		合 計				5,883,200 a			3,125,985 a	3,054,697 a	51.9 %	
家 畜 共 済	死 亡 廃 用	一 般	大 家 畜	搾 乳 牛	39,144 頭	4,679 頭	91.8 %					
				育 成 乳 牛		1,163 頭	100.4 %					
				繁殖用雌牛		12,146 頭	92.9 %					
				育成・肥育牛		24,970 頭	97.0 %					
				繁殖用雌馬		0 頭	0.0 %					
				育成・肥育馬		94 頭	23.9 %					
				乳用種種雄牛		0 頭	0.0 %					
				肉用種種雄牛		0 頭	0.0 %					
				種 雄 馬		0 頭	0.0 %					
	共 事 故 除 外	中 家 畜	種 豚	0 頭	0 頭	84.1 %						
			肉 豚		0 頭	67.1 %						
			小 計		87,102 頭	72,885 頭	74,199 頭	85.2 %				
	疾 病 傷 害 共 済	大 家 畜	搾 乳 牛	/	6,304 頭	6,685 頭	/					
			育 成 乳 牛		24,884 頭	24,750 頭						
			繁殖用雌牛		57 頭	58 頭						
			育成・肥育牛		0 頭	0 頭						
			繁殖用雌馬		0 頭	0 頭						
			育成・肥育馬		0 頭	0 頭						
乳用種種雄牛			0 頭		0 頭							
肉用種種雄牛			0 頭		0 頭							
種 雄 馬			0 頭		0 頭							
中 家 畜	種 豚	0 頭	0 頭									
	小 計		31,245 頭	31,493 頭								
合 計				104,130 頭	105,692 頭							

※家畜共済本年度引受率は、セット加入により引受計画頭数が重複するため、死亡廃用共済（一般・事故除外）のみで算出。

共 済 目 的			項 目	区域内の概数 (A)	前年度引受実績	本年度引受計画 (B)	本年度引受率 (B) / (A)	備考
果 樹 共 済	収 穫	りんご	半相殺 減収総合方式	一般方式	/	0 a	0 a	/
			短縮方式	/	9,604 a	11,325 a	/	
		小計		114,300 a	9,604 a	11,325 a	9.9 %	
	樹 穫	ぶどう	半相殺 減収総合方式	一般方式	/	0 a	0 a	/
			短縮方式	/	472 a	587 a	/	
		小計		27,800 a	472 a	587 a	2.1 %	
	共 済	な し	半相殺 減収総合方式	一般方式	/	0 a	0 a	/
			短縮方式	/	7,189 a	7,881 a	/	
		小計		82,100 a	7,189 a	7,881 a	9.6 %	
	共 済	も も	半相殺 減収総合方式	一般方式	/	0 a	0 a	/
			短縮方式	/	15,978 a	15,464 a	/	
		小計		154,800 a	15,978 a	15,464 a	10.0 %	
共 済	か き	半相殺 減収総合方式	一般方式	/	0 a	0 a	/	
		短縮方式	/	673 a	828 a	/		
	小計		93,600 a	673 a	828 a	0.9 %		
合 計				472,600 a	33,916 a	36,085 a	7.6 %	
畑 作 物 共 済	農 作 物	ばれいしょ		0 a	0 a	0 a	0.0 %	
		大 豆	半相殺方式	/	1,640 a	1,421 a	/	
			全相殺方式	/	20,501 a	20,199 a	/	
			地域インテックス方式	/	0 a	0 a	/	
		そ ば	全相殺方式	/	9,183 a	9,800 a	/	
	地域インテックス方式		/	0 a	0 a	/		
	合 計				506,600 a	31,324 a	31,420 a	6.2 %
蚕 繭 共 済	蚕 繭	春 蚕 繭		0.00 箱	0.00 箱	0.00 箱	0.0 %	
		初 秋 蚕 繭		0.00 箱	0.00 箱	0.00 箱	0.0 %	
		晩 秋 蚕 繭		0.00 箱	0.00 箱	0.00 箱	0.0 %	
		合 計				0.00 箱	0.00 箱	0.00 箱
園 芸 設 共 済	ガ ラ ス 室	I 類		0 棟	0 棟	0 棟	0.0 %	
		II 類		28 棟	19 棟	21 棟	75.0 %	
	プ ラ ス チ ッ ク ハ ウ ス	I 類		0 棟	0 棟	0 棟	0.0 %	
		II 類		18,814 棟	13,176 棟	14,828 棟	78.8 %	
		III 類		35 棟	20 棟	23 棟	65.7 %	
		IV 類 (甲)		154 棟	134 棟	146 棟	94.8 %	
		IV 類 (乙)		125 棟	100 棟	105 棟	84.0 %	
		V 類		19 棟	16 棟	17 棟	89.5 %	
		VI 類		1,657 棟	1,580 棟	1,717 棟	103.6 %	
	VII 類		10 棟	0 棟	0 棟	0.0 %		
合 計				20,842 棟	15,045 棟	16,857 棟	80.9 %	
任 意 共 済	建 物			191,499 棟	100,127 棟	101,954 棟	53.2 %	
	農 機 具			95,313 台	43,859 台	45,240 台	47.5 %	
	保 管 中 農 産 物			/	26 口	93 口	/	

(2) 収入保険事業

項目	青色 申告者数	事業計画			青色申告者 に対する割合
		内訳			
		個人	法人		
収入保険	9,787	4,000	3,700	300	40.9%

2 農業保険事業の規模

(1) 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

共 済 目 的		項 目	引 受 数 量		共 済 金 額 (千円)	共 済 掛 金 (千円)			納 入 保 険 料 又 は 交 付 金 (千円)	手 持 共 済 掛 金 (千円)	備 考 (単位当たり共済金額)				
			前年度引受実績	本年度引受計画		総 額	国庫負担額	農家負担額							
農 作 物	水 稻	半 相 殺 方 式	2,968,397 a	2,813,515 a	20,266,698	61,916	30,957	30,959	交 3,220	34,179	1kg当たり主食用 189 円				
			121,954,387 kg	117,785,436 kg							1kg当たり飼料用 30 円				
		全 相 殺 方 式	128,666 a	210,328 a	1,355,963	7,595	3,797	3,798	交 883	4,681					
			5,690,687 kg	9,487,708 kg											
		インデックス方 式	21,321 a	23,102 a	207,049	460	229	231	交 88	319					
			1,028,071 kg	1,095,496 kg											
	麦	半 相 殺 方 式	1,522 a	1,552 a	1,555	46	23	23	交 5	28	交付農業者1kg当たり 136 円				
			31,504 kg	35,406 kg							交付農業者以外1kg当たり 16 円				
		全 相 殺 方 式	6,079 a	6,200 a	3,283	132	68	64	交 35	99					
			154,547 kg	162,810 kg											
小 計			3,125,985 a	3,054,697 a	21,834,548	70,149	35,074	35,075	4,231	39,306					
			128,859,196 kg	128,566,856 kg											
家 畜	死 一 般 廃 用	大 家 畜	39,144 頭	4,679 頭	959,839	74,398	37,199	37,199	交	181,931	364,053				
				1,163 頭	238,258	2,290	1,145	1,145							
				12,146 頭	4,590,038	74,129	37,064	37,065							
				24,970 頭	8,799,020	207,129	103,564	103,565							
				0 頭	0	0	0	0							
				94 頭	36,540	3,172	1,586	1,586							
				0 頭	0	0	0	0							
				0 頭	0	0	0	0							
				0 頭	0	0	0	0							
				0 頭	0	0	0	0							
				0 頭	0	0	0	0							
				0 頭	0	0	0	0							
	事 共 故 除 外	大 家 畜	11,301 頭	22,440 頭	1,277 頭	326,131	225	112				113			
					520 頭	140,138	97	48				49			
					1,263 頭	520,065	359	179				180			
					5,803 頭	3,136,759	2,165	1,082				1,083			
					0 頭	0	0	0				0			
					0 頭	0	0	0				0			
	中 家 畜	種 豚	22,440 頭	種 豚	2,759 頭	193,289	91	45				46			
				肉 豚	19,525 頭	232,180	182	91				91			
	計			72,885 頭	74,199 頭	19,172,257	364,237	182,115				182,122	交	181,931	364,053
	疾 病 傷 害 共 済	大 家 畜	11,301 頭	乳 用 牛	6,304 頭	6,685 頭	174,506	52,040				26,020	26,020		
				肉 用 牛	24,884 頭	24,750 頭	550,309	165,451				82,725	82,726		
				一 般 馬	57 頭	58 頭	1,100	71				35	36		
乳 用 種 種 雄 牛				0 頭	0 頭	0	0	0	0						
肉 用 種 種 雄 牛				0 頭	0 頭	0	0	0	0						
種 雄 馬				0 頭	0 頭	0	0	0	0						
中 家 畜		種 豚	22,440 頭	種 豚	0 頭	0 頭	0	0	0						
				肉 豚	0 頭	0 頭	0	0	0						
計			31,245 頭	31,493 頭	725,915	217,562	108,780	108,782	交	108,775	217,557				
小 計			104,130 頭	105,692 頭	19,898,172	581,799	290,895	290,904	交	290,706	581,610				

共 済 目 的			項 目		引 受 数 量		共 済 金 額 (千円)	共 済 掛 金 (千円)			納 入 保 険 料 又 は 交 付 金 (千円)	手 持 共 済 掛 金 (千円)	備 考 (単位当たり共済金額)			
			前年度引受実績	本年度引受計画	総 額	国庫負担額		農家負担額								
果 樹 共 済	りんご	半相殺	一般方式	0 a	0 a	0	0	0	0	0	0	0	10a当たり	0 千円		
		減収総合方式	短縮方式	9,604 a	11,325 a	199,199	11,502	5,750	5,752	交	3,543	9,295	10a当たり	176 千円		
		計		9,604 a	11,325 a	199,199	11,502	5,750	5,752	交	3,543	9,295	10a当たり	176 千円		
	ぶどう	半相殺	一般方式	0 a	0 a	0	0	0	0	0	0	0	0	10a当たり	0 千円	
		減収総合方式	短縮方式	473 a	587 a	24,186	1,301	650	651	交	500	1,151	10a当たり	412 千円		
		計		473 a	587 a	24,186	1,301	650	651	交	500	1,151	10a当たり	412 千円		
	なし	半相殺	一般方式	0 a	0 a	0	0	0	0	0	0	0	0	10a当たり	0 千円	
		減収総合方式	短縮方式	7,189 a	7,881 a	192,617	9,036	4,517	4,519	交	3,363	7,882	10a当たり	244 千円		
		計		7,189 a	7,881 a	192,617	9,036	4,517	4,519	交	3,363	7,882	10a当たり	244 千円		
	もも	半相殺	一般方式	0 a	0 a	0	0	0	0	0	0	0	0	10a当たり	0 千円	
		減収総合方式	短縮方式	15,978 a	15,464 a	435,945	22,399	11,199	11,200	交	7,624	18,824	10a当たり	282 千円		
		計		15,978 a	15,464 a	435,945	22,399	11,199	11,200	交	7,624	18,824	10a当たり	282 千円		
かき	半相殺	一般方式	0 a	0 a	0	0	0	0	0	0	0	0	10a当たり	0 千円		
	減収総合方式	短縮方式	674 a	828 a	8,304	419	209	210	交	108	318	10a当たり	100 千円			
	計		674 a	828 a	8,304	419	209	210	交	108	318	10a当たり	100 千円			
小 計				33,916 a	36,085 a	860,251	44,657	22,325	22,332	交	15,138	37,470				
畑 作 物 共 済	農 作 物	ば れ い し ょ		0 a	0 a	0	0	0	0	0	0	0	1kg当たり	46.07 円		
		大 豆		22,141 a	21,620 a	41,659	1,375	757	618	交	1,198	1,816	1kg当たり	121~285 円		
		そ ば		9,183 a	9,800 a	16,514	1,747	961	786	交	91	877	1kg当たり	161~551 円		
	蚕 繭	春 蚕 繭			0.00 箱	0.00 箱	0	0	0	0	0	0	0	1kg当たり	2,520 円	
					0 kg	0 kg										
		初 秋 蚕 繭			0.00 箱	0.00 箱	0	0	0	0	0	0	0	0	1kg当たり	2,520 円
					0 kg	0 kg										
		晩 秋 蚕 繭			0.00 箱	0.00 箱	0	0	0	0	0	0	0	0	1kg当たり	2,520 円
					0 kg	0 kg										
	小 計				0.00 箱	0.00 箱	0	0	0	0	0	0	0			
					0 kg	0 kg										
	小 計				—	—	58,173	3,122	1,718	1,404	交	1,289	2,693			
園 芸 設 共 済	ガ ラ ス 室	I 類		0 棟	0 棟	0	0	0	0	0	0	0	1棟当たり	0 千円		
		II 類		19 棟	21 棟	542,725	1,158	578	580	交	564	1,144	1棟当たり	25,844 千円		
	プ ラ ス チ ッ ク ハ ウ ス	I 類			0 棟	0 棟	0	0	0	0	0	0	0	1棟当たり	0 千円	
		II 類			13,176 棟	14,828 棟	7,514,812	184,306	91,318	92,988	交	59,219	152,207	1棟当たり	507 千円	
		III 類			20 棟	23 棟	87,606	1,543	747	796	交	347	1,143	1棟当たり	3,809 千円	
		IV 類 (甲)			134 棟	146 棟	1,256,246	5,385	2,679	2,706	交	1,564	4,270	1棟当たり	8,604 千円	
		IV 類 (乙)			100 棟	105 棟	976,005	4,128	2,025	2,103	交	1,634	3,737	1棟当たり	9,295 千円	
		V 類			16 棟	17 棟	278,344	2,759	1,357	1,402	交	881	2,283	1棟当たり	16,373 千円	
		VI 類			1,580 棟	1,717 棟	851,681	17,888	8,943	8,945	交	5,351	14,296	1棟当たり	496 千円	
	VII 類			0 棟	0 棟	0	0	0	0	交	0	0	1棟当たり	0 千円		
小 計				15,045 棟	16,857 棟	11,507,419	217,167	107,647	109,520	交	69,560	179,080				
合 計				—	—	(A) 54,158,563	(B) 916,894	(C) 457,659	(D) 459,235	(E) 交	372,462	(F) 831,697				

(2) 任意共済事業の規模

項目	引 受 数 量		共 済 金 額	共 済 掛 金 賦 課 金			保 険 料 C	保 険 手 数 料 D	手 持 共 済 掛 金 E = A - B - C + D	備 考 (単位当たり共済金額)	
	前年度引受実績	本年度引受計画		総 額 A	純 掛 金	事務費賦課金 B					
建物共済	総合	17,577 棟	17,831 棟	102,355,060 千円	328,356 千円	222,309 千円	106,047 千円	131,342 千円	42,423 千円	133,390 千円	574 万円
	火災	82,550 棟	84,123 棟	878,065,400	1,025,970	565,129	460,841	307,791	124,655	381,993	1,044 万円
	小計	100,127 棟	101,954 棟	980,420,460	1,354,326	787,438	566,888	439,133	167,079	515,384	
農機具共済	総合	39,890 台	41,182 台	128,845,070	709,991	524,184	185,807	/	/	524,184	313 万円
	火災	3,911 台	4,018 台	7,075,620	9,071	5,428	3,643			5,428	176 万円
	更新	58 台	40 台	218,670	18,232	17,745	487			17,745	547 万円
	小計	43,859 台	45,240 台	136,139,360	737,294	547,357	189,937			547,357	
保管中農産物共済	26 口	93 口	93,000	350	241	109	/	/	241	100 万円	
合計	—	—	(A)' 1,116,652,820	2,091,970	(B)' 1,335,036	(C)' 756,934	439,133	167,079	(D)' 1,062,982		
保険割合		地震等 50%	保険料手数料率		総合 24.40%~31.47%						
		地震等以外 30%			火災 39.21%~40.50%						

(3) 全共済事業合計 (1),(2)の事業の合計

項目	共 済 金 額	共 済 掛 金		手 持 共 済 掛 金	
	1=(A)+(A)'	総 額 2 = 3 + 4 = (B) + (B)'	国庫負担額 3 = (C)	農家負担額 4 = (D) + (B)'	(F) + (D)'
全事業合計	1,170,811,383 千円	2,251,930 千円	457,659 千円	1,794,271 千円	1,894,679 千円

(4) 収入保険事業

収入保険	青色申告者数	事業計画	保険金額	補填対象金額	計
		経営体	千円	千円	千円
	9,787	4,000	30,227,350	3,778,419	34,005,768

3 引受計画と実施方策

〔引受計画〕

農業経営の基幹的なセーフティネットとしての農業保険を、農業の生産現場により深く浸透し、農業及び生活資産を総合的に補償するため、これまで以上に農家に出向き、それぞれの経営・生活実態に即した最適な加入プランを提案し、「安心をすべての農家に届けよう」を基本とし、引受計画の策定及び具体的な実施方策を設定する。

〔実施方策〕

各農業保険事業について、資源の完全把握及び需要の喚起と適正な引受けに努めるため、次の事項を重点に推進する。

(1) 農作物共済事業

- ア 経営所得安定対策と農業共済事業との関係の周知を図り、農作物共済資格団体の加入及び集落営農組織の一括加入に努める。
- イ 関係機関・団体等の水田面積情報を完全把握し、地域農業再生協議会等との連携により転作耕地と引受面積の完全照合を行い、未加入者を出さないよう加入推進に努める。
- ウ 農業保険の加入推進の具体的な取組に基づき、十分な推進期間を確保するため早期に水稻共済加入申込書を配布できるよう、全役職員一体となった推進体制の構築と具体的な推進方策を確立する。
- エ 引受方式について、農業者及び関係機関等に対し十分な説明を行いながらより補償が充実した全相殺方式を重点とした加入推進に努める。
- オ 麦作耕地の完全把握に努め、未加入者を出さないよう加入推進に努めるとともに現地調査を励行する。
- カ 地域、品種、耕地等の実態に即した基準単収（収量等級）の適正な設定を行う。
- キ パンフレット及び広報紙等の活用により制度の普及を図る。
- ク 福島県農業経営・就農支援センター及び市町村との連携を図り、新規就農者への加入推進に努める。
- ケ 顧客リストを活用し、未加入者には戸別訪問を行い、農作物共済への加入を勧める。

(2) 家畜共済事業

- ア 組合員に対し十分な制度内容の説明を行い、「死亡廃用共済」と「疾病傷害共済」の一括加入を勧める。
- イ 組合員の経営安定を図るため、過去の損害率及び令和5年度に改定された掛金率を勘案し補償の充実に努める。
- ウ 組合員に対し「家畜共済申込内容確認書」を用いて加入申込内容等の確認を図る。
- エ 組合員に対し、家畜の飼養状況を記録した帳簿等の整理及び牛トレサ情報の

早期届出を促し、引受内容を確認する。

オ 関係機関・団体等の協力を得て、家畜飼養農家の把握に努める。

カ 家畜診療センターとの連携により加入推進に努める。

キ 福島県農業経営・就農支援センター及び市町村との連携を図り、新規就農者への加入推進に努める。

ク 顧客リストを活用し、未加入者には戸別訪問を行い、家畜共済への加入を勧める。

(3) 果樹共済事業

ア 樹種ごとの栽培動向と、有資格資源の完全把握に努める。

イ 関係機関・団体等と密接な関係を持ち、会議等に参加するとともに制度の内容や近年の被害実態を周知し加入推進に努める。

ウ 補助事業実施主体からの情報提供を受け、加入要件化されている樹種に対し確実な引受に努める。

エ パンフレット及び広報紙等の活用により制度の普及を図る。

オ 福島県農業経営・就農支援センター及び市町村との連携を図り、新規就農者への加入推進に努める。

カ 顧客リストを活用し、未加入者には戸別訪問を行い、果樹共済への加入を勧める。

(4) 畑作物共済事業

ア 経営所得安定対策と農業共済事業との関係の周知を図り、集落営農組織等の一括加入等に努めるとともに、担い手以外の農家に対する制度の周知と加入推進に努める。

イ 畑作台帳の整備を行うため関係機関・団体等の協力を得て、加入資格面積、過去の作付状況等及び転作耕地の完全把握に努める。

ウ 現地調査により実態に即した基準収穫量の適正な設定に努める。

エ そばの全相殺方式は、J A・製粉会社等から出荷実績及び検査等データの収集を行い、加入できる環境の整備に努め引受拡大を図る。

オ 大豆の引受方式については、農業者及び関係機関等に対し十分な説明を行いながら、より補償が充実した全相殺方式を重点とした加入推進に努める。

カ パンフレット及び広報紙等の活用により制度の普及を図る。

キ 福島県農業経営・就農支援センター及び市町村との連携を図り、新規就農者への加入推進に努める。

ク 顧客リストを活用し、未加入者には戸別訪問を行い、畑作物共済への加入を勧める。

(5) 園芸施設共済事業

ア 関係機関・団体等の協力を得て、加入有資格棟数の完全把握に努める。

イ 引受推進会議を開催し、関係機関・団体等との連携強化により制度の普及啓蒙と加入推進に努める。なお、有資格者に対する戸数引受率の目標を85%以上とする。

ウ J Aの各部会、施設園芸生産組合の会議等への参加により制度の普及と需要の喚起を促す。また、集団加入について共済掛金、賦課金の割引措置等があることの説明を行い加入推進に努める。

エ 支所別に具体的推進対象の選定及びスケジュールを構築し、未加入者が多い地域にターゲットを絞るなど、新規加入者の獲得へ積極的な加入推進に努める。

オ 補助事業実施主体から情報提供を受け、加入要件化されている施設を含め確実な引受に努める。

カ パンフレット及び広報紙等の活用により制度拡充内容の周知を図るとともに、リスク対策として災害発生時における未加入農家への加入推進に努める。

キ 福島県農業経営・就農支援センター及び市町村との連携を図り、新規就農者への加入推進に努める。

ク 顧客リストを活用し、未加入者には戸別訪問を行い、園芸施設共済への加入を勧める。

(6) 建物共済事業

ア 組合員に対し十分な制度内容の説明を行い、加入推進に努める。

イ N O S A I 部長等会議の開催により基礎組織と連携を図り、予約加入推進を、早期に実施する。

ウ 予約加入推進後に加入申込書を確認し、未継続者へはフォローアップ運動により継続加入の推進に努める。

エ 加入内容を点検し、組合員の意向に沿った提案型推進を通じて再取得価額までの加入により補償の拡充を図る。

オ 自然災害への備えとして総合共済の必要性を説明し、小損害実損填補特約の付帯により補償の拡充を図る。

カ 臨時費用担保特約の付帯、また家具類について目標設定による加入推進及び未加入家具類の加入推進により補償の積極的な拡充を図る。

キ 継続加入の確保の点から、自動継続特約を付帯した加入推進に努める。

ク 収入保険事業の推進と連携を強化するとともに、拡充された組合員資格を活かして積極的な加入推進に努める。

ケ 福島県農業経営・就農支援センター及び市町村との連携を図り、新規就農者への加入推進に努める。

コ 顧客リストを活用し、未加入者には戸別訪問を行い、建物共済への加入を勧める。

(7) 農機具共済事業

ア 組合員に対し十分な制度内容の説明を行い、加入推進に努める。

- イ N O S A I 部長等会議の開催により基礎組織と連携を図り、予約加入推進を早期に実施する。
- ウ 組合員のリスクやニーズに応じた付保割合条件付実損てん補特約・臨時費用担保特約・地震等担保特約付帯の提案型推進に努める。
- エ 県農機商組合と連携し、未加入農機具の加入推進に努める。
- オ 関係機関・団体等と防霜ファン設置状況について情報を共有し、農機具共済への加入推進に努める。
- カ 福島県農業経営・就農支援センター及び市町村との連携を図り、新規就農者への加入推進に努める。
- キ 顧客リストを活用し、未加入者には戸別訪問を行い、農機具共済への加入を勧める。

(8) 保管中農産物補償共済事業

- ア 制度共済の推進時に、組合員に対し十分な制度内容の説明を行い、加入推進に努める。

(9) 収入保険事業

- ア 農業者に対し、詳しい制度内容の説明を行い加入推進に努める。
- イ 農業保険加入推進に関する協定を締結した関係機関・団体等の協力を得て、共済関係のない農業者（個人、法人）の把握に努める。
- ウ 農業保険加入推進に関する協定を締結した関係機関・団体等との連携を図り、説明会の開催や広報紙等の活用等により制度の普及推進に努める。
- エ 農業保険加入推進に関する協定を締結した関係機関・団体等との連携を図り、白色申告から青色申告への移行を積極的に促し、加入資格者の拡大に努める。
また、J A 等、農業簿記記帳代行業務との連携を図り、収入保険事業の効率化、適正化を図る。
- オ 国の収入保険加入支援事業を効果的に実施し、加入推進と青色申告への切替サポート活動を行う。
- カ 各市町村に収入保険の保険料助成措置を要請し、加入者の負担軽減を図り加入推進に努める。
- キ 福島県農業経営・就農支援センター及び市町村との連携を図り、新規就農者への普及推進に努める。
- ク 顧客リストを活用し、未加入者には戸別訪問を行い、収入保険への加入を勧める。

4 損害評価の適正化の方策

損害補てんの適正を期するため損害評価技術の向上を図り、次の事項を重点に推進する。

(1) 農作物共済事業

- ア 生育、被害状況を的確に把握し、組合員からの適正、迅速な被害申告、損害通知が行われるよう周知徹底を図る。なお、水稻の白未熟粒の発生等外見上判別が困難な被害については、JA等関係機関等と連携し情報提供を行うとともに、被害申告の注意喚起に努める。
- イ 全相殺方式加入者への早期共済金支払いのため、JA、集荷業者及び農業者等へ乾燥調製施設計量結果資料の早期提出を促す。また、青色申告書等、確定申告関係書類による収穫量調査にあつては、関係帳簿等の整備と申告後の早期の提出を促す。
- ウ 半相殺方式の加入者については、農家申告抜取調査を行うため、正確な被害申告、特に適正な申告収穫量の通知が行われるよう組合員に対し周知徹底を図る。
- エ 全相殺方式、品質方式、災害収入共済方式及び地域インデックス方式に係る一筆半損特例については、目視による損害評価を行うことから写真等を活用したハンドブックを活用する。
- オ 損害評価員に対し制度の仕組み等について十分な研修を行うとともに、災害の種類等に応じて可能な限り多くの眼ならし圃場を設定し、評価眼の統一による損害評価技術の向上を図る。
- カ 損害評価にあつては、被害の実態に応じた評価地区の設定、評価班の編成、階層区分を行い、損害評価員の自集落評価を避けて実施し、適正な評価高の取りまとめに努める。
- キ 見回り調査の実施及び関係機関等の協力を得て、適正な損害評価高を把握するとともに損害評価会の適正な運営に努める。

(2) 家畜共済事業

- ア 広報紙等の活用により速やかな事故発生通知の周知徹底を図るとともに、事故発生個体の現地確認と加入状況を確認する。
- イ 損害評価は家畜共済事務取扱処理要領に基づき実施し、適正な共済金の支払に努める。
- ウ 獣医師へ診療種別等通知書等の発行を指導し、ポジティブリスト制度及びコンプライアンス態勢の確立を図る。
- エ 指定獣医師等に対し、会議等を通して診断書等の早期提出を促し、共済金の早期支払に努める。
- オ 損害評価会の適正な運営に努める。

(3) 果樹共済事業

- ア 生育、被害状況を的確に把握し、組合員からの適正、迅速な被害申告、損害通知が行われるよう周知徹底を図る。

イ 半相殺減収総合方式の加入者については、農家申告抜取調査を行うため、正確な被害申告、特に適正な申告収穫量の通知が行われるよう組合員に対し周知徹底を図る。

ウ 損害評価員等講習会又は現地研修会を開催し、制度への理解と損害評価技術の向上及び評価眼の統一を図る。

エ 見回り調査の実施及び関係機関等の協力を得て、適正な損害評価高を把握するとともに損害評価会の適正な運営に努める。

(4) 畑作物共済事業

ア 生育、被害状況を的確に把握し、組合員からの適正、迅速な被害申告、損害通知が行われるよう周知徹底を図る。

イ 半相殺方式の加入者については、農家申告抜取調査を行うため、正確な被害申告、特に適正な申告収穫量の通知が行われるよう組合員に対し周知徹底を図る。

ウ 損害の認定に関し、関係機関・団体等の協力を得て客観資料の適正な把握に努めるとともに、青色申告書等及び確定申告関係書類による収穫量調査にあつては、関係帳簿等の整備と申告後の早期の提出を促す。

エ 見回り調査の実施及び関係機関等の協力を得て、適正な損害評価高を把握するとともに損害評価会の適正な運営に努める。

(5) 園芸施設共済事業

ア 広報紙等の活用により速やかな事故発生通知の周知徹底を図るとともに早期確認と損害評価体制の整備に努める。

イ 大災害発生時における適正な損害評価のため、迅速な損害評価体制の整備に努める。

ウ 関係機関・団体等の協力のもと損害評価方法等の研鑽を図り、評価技術の向上に努める。

エ 損害評価会の適正な運営に努める。

(6) 建物共済事業

ア 広報紙等の活用により速やかな事故発生通知の周知徹底を図るとともに、迅速かつ適正な損害評価に努める。

イ 修理見積書及び家電製品損害証明書等を早期提出するよう促し、共済金の早期支払に努める。

ウ 建物共済損害評価システムにより、損害評価状況を把握し、履歴管理を徹底するとともに早期支払いに努める。

エ 損害調査会社と連携し、適正な損害評価を実施するとともに損害評価技術力の向上を図る。

オ 広域災害（大規模な地震、津波等自然災害）に対応する損害評価体制として、

東北地区特定組合の相互連携を図るとともに、本所・支所及び出張所の支援体制の強化を図り、共済金の早期支払いに努める。

カ 損害評価会の適正な運営に努める。

(7) 農機具共済事業

ア 広報紙等の活用により速やかな事故発生通知の周知徹底を図るとともに、迅速かつ適正な損害評価に努める。

イ 農機具修理証明書等を早期提出するよう県農機商組合と連携し、共済金の早期支払に努める。

ウ 共済金支払請求額確定後、組合員に対し十分な内容の説明を行うとともに、早期支払に努める。

エ 損害評価の基礎知識の習得及び損害評価技術の向上を図る。

オ 農機具共済損害評価員の協力を得て、適正な損害額を把握し共済金の早期支払に努める。

カ 損害評価会の適正な運営に努める。

(8) 保管中農産物補償共済事業

ア 広報紙等の活用により速やかな事故発生通知の周知徹底を図るとともに、迅速かつ適正な損害評価に努める。

イ 共済金支払請求額確定後、組合員に対し十分な内容の説明を行うとともに、早期支払に努める。

5 損害防止事業の実施方策

病虫害防除の支援や家畜の飼養管理など、損害防止活動を通じて事故の未然防止等に努め、被害率の低下を図り農家負担の軽減と農業共済事業等の安定に資するため、次の事項を重点に実施する。

(1) 農作物共済事業

ア 情報収集体制の強化を図るとともに関係機関・団体等との連携を密にし、迅速かつ正確な病虫害発生等の情報提供に努める。

イ 野生鳥獣被害を全県的に防止する観点から、県協議会との情報の共有及び連携により被害防止対策の確立を図るとともに、地域協議会に参画し損害防止に努める。

ウ 作付品種、病虫害の発生状況、防除実施の環境及び防除組織の整備等の実情に基づき、関係機関・団体等との連携を図り、地域集落の実態に即応した防除体制・体系の確立を図るとともにポジティブリスト制度に対応した農薬の安全使用と危被害の未然防止に努める。

エ 地域の共同防除組織等と連携を強化し、より効率的、効果的な防除体制の整

備を図る。

オ 所有、管理する防除機具の整備点検と計画的な設置により稼働体制の充実を図る。

(2) 家畜共済事業

ア 家畜の疾病予防を目的とした家畜薬の利用を促す。

イ 関係機関・団体等との連携を強化し事故多発農家の管理指導を行い、事故低減に努める。

ウ 県防疫事業、自衛防疫事業に協力し伝染病等事故の発生防止に努める。

エ 支所と家畜診療センターが連携した飼養管理講習会を開催し、組合員の事故低減及び飼養管理技術の向上に努める。

(3) 果樹共済事業

ア J Aの果樹部会及び果樹生産組合等と連携した栽培技術講習会等により栽培技術管理の充実を図る。

イ 関係機関・団体等との連携を密にし、迅速かつ正確な病虫害発生等の情報を提供し、被害実態に応じた損害防止活動に努める。

ウ 野生鳥獣被害を防止するため、地域協議会等との情報を共有し被害防止対策に努める。

エ 関係機関・団体等と防霜ファン設置状況について情報を共有し、凍霜害の防止に努めるとともに、農機具共済への加入推進に努める。

(4) 畑作物共済事業

ア 関係機関・団体等との連携を密にし、迅速かつ正確な病虫害発生等の情報提供に努める。

イ 野生鳥獣被害を防止するため、地域協議会等との情報を共有し被害防止対策に努める。

ウ 病虫害の発生状況、防除実施の環境及び防除組織の整備等の実情に基づき、関係機関・団体等との連携を図り、地域集落の実態に即応した防除体制・体系の確立を図るとともにポジティブリスト制度に対応した農薬の安全使用と危被害の未然防止に努める。

エ 損害防止用薬剤購入費の助成事業を通して、農薬の安全使用と危被害の未然防止に努める。

オ 地域の共同防除組織等と連携を強化し、より効率的、効果的な防除体制の整備を図る。

カ 所有、管理する防除機具の点検整備と計画的な設置により稼働体制の充実を図る。

(5) 園芸施設共済事業

関係機関・団体等との連携を密にし、自然災害による被害の防止に向けた技術指導の徹底及び迅速かつ正確な病虫害発生等の情報提供に努める。

(6) 農機具共済事業

農業機械利用による農作業時の事故防止のため、県、県農機商組合等と連携した「農作業安全運動」を推進するとともに啓発活動を図る。

(7) リスクマネジメント活動の充実・強化

ア 農作物等各農業共済事業の損防支援目標、実施方策を明確に示し積極的な支援を図る。

イ 野生鳥獣被害発生地域における被害実態と防止策に関する情報を基に関係機関・団体等との連携を図り、有害鳥獣被害防止対策の支援に努める。

6 執行体制の整備

(1) 理事会、監事会及び内部監査

ア 理事会

法令等遵守を業務運営上の重要課題の一つとして位置づけ、業務執行の意思決定及び指導監督を行うため、四半期各1回を定例会とし、必要に応じ臨時に開催してガバナンスの強化を図る。

イ 監事会

監査権限を適切に行使するため、監査方針等を定め、中間監査及び決算監査を実施し、改善指摘事項について改善状況の報告を求めるとともに、常例検査指摘事項・内部監査指摘事項について改善措置の実施状況を適宜確認する。また、必要と認められる場合は臨時監査を実施し、監査機能の強化を図る。

ウ 内部監査

内部監査実施要領により中間監査及び決算監査前に実施し、監査結果及び改善状況を監事会及び理事会に報告し、内部牽制機能の強化を図る。

(2) 事務処理の迅速化と効率化

総務等管理部門での事務機械化を一層推進し事務処理の迅速化と効率化を図る。

(3) 職員の適正配置

業務を効率的かつ適正に遂行するとともに適正配置に努める。

(4) リスク管理の強化

法令等を遵守するとともに、業務内容の手順を書き出す等リスクの根源を正確に把握したうえでリスクの評価及びモニタリングを行い、統一的かつ継続的なリスク管理を行う。

(5) コンプライアンス態勢の強化

役職員のコンプライアンスに関する意識の向上を図り、法令等遵守を徹底するとともに、コンプライアンス・プログラムを確実に実施する。

(6) 加入者等の保護等に関する取組みの強化

ア 個人情報保護に関するガイドラインに加え、自ら定めた個人情報保護に関する規則及び個人情報管理台帳運用手順書に基づき、個人データの保管及び管理に万全を期すとともに、それに必要な取組みの強化を図る。

イ 組合員等からの苦情等に対し迅速・公平かつ適切に対処し、組合員等の信頼性を確保するために必要な取組みの強化を図る。

ウ 収入保険事業における個人情報及び秘密保持については、収入保険事業に関する委託業務に係る秘密保持基準、自ら定めた個人情報保護に関する規則及び個人情報管理台帳運用手順書、個人情報保護に関する法律その他関連法令等を遵守し、適正な保持管理を徹底するため必要な取組みを強化する。

(7) 農業保険システムの適正管理と円滑運用

ア 農業保険システムの適正管理に努めるとともに、継続的な円滑運用を図る。

イ 安定した情報セキュリティを確保するための対応策を講じる。

ウ 各共済事業システムのWeb化に向けた基盤等の検討及び導入費用の圧縮に係る分析・検証を行う。

エ 共通申請サービスを活用したオンライン申請・普及推進を図る。

(8) 広報・広聴活動の拡充強化

農家との信頼関係を一層強固にするため、事業推進との連携を効果的に行い、ラジオ放送、広報紙及びホームページ等を通して、次の事項を重点に積極的な広報活動を推進するとともに、営農や暮らしに役立つ正しい有益な情報の提供・発信に努める。

ア 農業共済新聞の普及拡大を図り、県版及び東北版の紙面の充実強化に努める。

イ 広報紙「ひかり～NOSA I ふくしま～」の年間発行回数4回の中で、広く情報の提供に努める。

ウ 農業保険事業について、農家が制度を理解できる分りやすい普及用パンフレット等を作成し、制度の普及に努める。

エ 研修会を開催し、広報基盤の強化と広報内容の充実を図る。

オ 報道機関への記事資料の提供など広報活動を積極的に行う。

(9) 人材育成の強化

ア 役職員研修の計画的な実施

農業保険を適切に推進するため、役職員研修を計画的に実施する。特に、収

入保険については、作目ごとの政策など農政全般の知識のほか、税・農業簿記等の専門知識も有し、農業経営改善の助言ができる職員の育成に取り組む。

- (ア) 農林水産省・NOSA I協会が行う研修への派遣
- (イ) 体系的な講習会・研修会の開催
- (ウ) 農業経営アドバイザー資格取得

(10) 組織づくり

ア 農業保険事業への取組み

農業共済事業と収入保険事業を両軸として、農家経営の安定やリスクに対応できるよう組織づくりに取り組む。

イ NOSA I部長等基礎組織の機能向上

- (ア) 制度の普及定着を図る。
- (イ) NOSA I部長の経験交流の場として、協議会長等による交流会を開催する。
- (ウ) NOSA I部長協議会の自律的運営基盤の確立を支援する。
- (エ) NOSA I女性部連絡協議会を開催し、組織の活性化と相互の連携を図る。

(11) 家畜臨床技術研修所並びに家畜診療センター

家畜診療センターは、地域獣医療を提供する基幹的な診療施設として大きな役割を担っており、また、家畜衛生・防疫、産業動物臨床獣医師の養成、獣医学生に対する臨床実習への協力など様々な役割を果たしているが、家畜飼養頭数の減少や多頭飼養化の進行等畜産情勢が大きく変化しているなかで、安定的な経営基盤の整備を図るため、次の事項を重点に実施する。

ア 家畜共済制度の普及、引受推進及び損害防止事業等に積極的に関わり、家畜臨床技術研修所及び家畜診療センターの安定的な運営を図る。

イ 適正な業務執行を確保するため、診療情報システム（L I S）の有効活用を図り、引き続き診療事務処理の改善に努める。

ウ 家畜診療センターの安定的、効率的な運営を図るため、家畜診療センターの体制の検討及び職場環境の整備を行う。

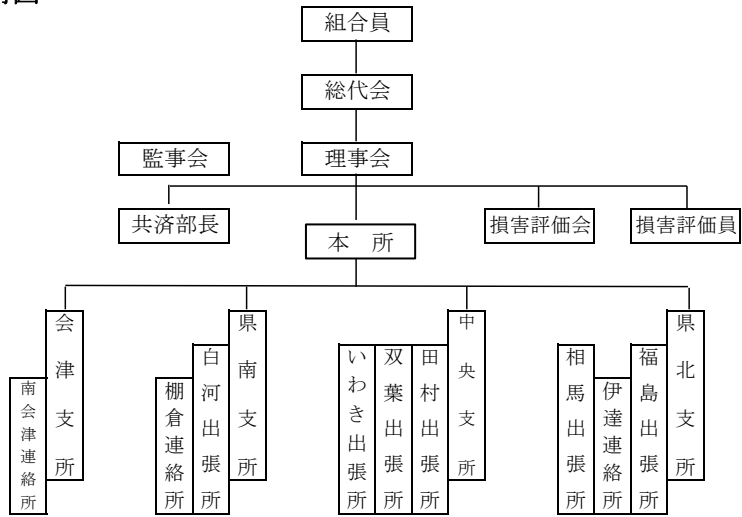
エ NOSA I東北家畜臨床研修センターを中心に獣医系大学やNOSA I団体等と連携を図りながら、診療技術及び損害防止技術等の向上を目指す。

オ 獣医師の安定的確保を目的とした獣医学生の実習受入や大学訪問に取り組む。

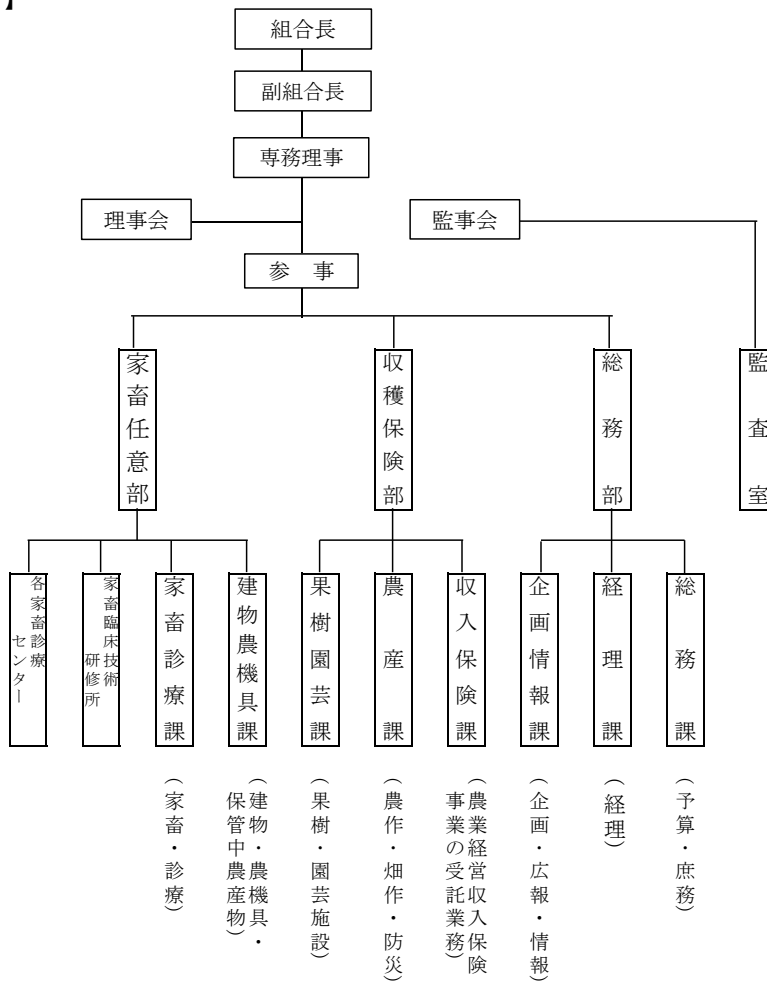
7 予算統制の方策

総代会の決議による業務収支予算に基づき予算執行状況を毎月確認し、常に支出の動向を見極めながら、経常経費の節減と効率的な運営を図るよう予算統制を行う。

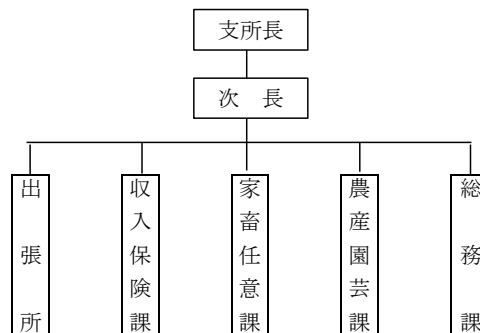
8 機構図



【本所】



【支所】



注. 事業の規模等により課名が変わる支所があります。